

青森アートコンテンツ開発・PR業務 企画提案公募仕様書

1 委託業務名

青森アートコンテンツ開発・PR業務

2 業務概要・目的

青森県立美術館（以下「県立美術館」）は、棟方志功や奈良美智など本県出身の人気作家の作品や、青木淳が建築した美術館の建物など、国内外の観光客に人気の多くのコンテンツを有し、高く評価されている。

また、本県では、令和2年度に弘前市で、令和3年度に八戸市で新たに美術館が開館するなど県内のアートが大きくレベルアップするのを機に、令和2年度に県立美術館、国際芸術センター青森、弘前れんが倉庫美術館、八戸市新美術館、十和田市現代美術館（以下「5館」）が連携し、5館が持つ魅力を地域としての魅力に発展させ、県民及び観光客の県内での周遊を促進する「青森アートミュージアム5館連携協議会」（以下「5館連携協議会」）が設立される。

これを好機ととらえ、県内に点在するアートに関連するコンテンツを「青森アートコンテンツ」（以下「アートコンテンツ」）として掘り起こし、5館とそれらをつなぐアートコンテンツ周遊モデルを構築することによって、国内外の観光客の関心を集め、本県の面的なアート圏としての認知度を高めることを目的とする。

3 業務の期間

委託契約の日から令和3年3月1日（月）まで

ただし、各業務毎の履行期限は、県との協議の上で決定する。

4 業務内容

4-1 アートコンテンツ調査・編集業務

- （1）県内のアートコンテンツを調査し、本県のアートコンテンツに対して顧客（県民及び来県者）に興味を抱かせ、周遊を促すテーマ、ストーリーごとに編集すること。
- （2）5館が有するコンテンツとの関連性のほか、それぞれのアートコンテンツの背後にある物語、背景等も含めて調査した上で、観光客の知的好奇心を引き出すストーリー性のあるものとなるよう編集すること。
- （3）調査結果を基に、テーマごとにアートコンテンツ周遊モデルを複数構築する。
- （4）調査・編集方法等については、県と協議の上で行うこと。

4-2 アートコンテンツPR業務

アートコンテンツ及び周遊モデルについて周知するためのパンフレット等の広報媒体を作成するほか、国内外の観光客にアートコンテンツの魅力を情報発信し、周遊を促すために効果的な広報宣伝について企画し、実施する。

4－3 アートフォーラム開催業務

- (1) 本県のアートやアート巡りをテーマとしたアートフォーラムを開催するための一連の業務を行う。
 - ① アートフォーラムの企画運営に関する業務
 - ② アートフォーラムの広報宣伝に関する業務
 - ③ その他実施に関する一切の業務を行う。
- (2) アートフォーラムについては、来場者数は250名程度とすること。

5 業務の対象となる経費

- 4に掲げる業務を実施する上で、以下に示す必要な経費を計上することができる。
 - 人件費、報償費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費、旅費、管理費、消費税、その他必要と認められる経費

6 成果品

- (1) 業務報告書
 - 任意様式。紙媒体2部及び電子データ（PDF形式ファイル）で提出すること。
- (2) その他、本業務により作成された画像データ及び製作物の電子データ
 - 納品形式及び納品方法は別途定める。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分な協議を経た上で行うこと。
- (2) 本業務で使用する画像・映像等の著作権、肖像権等の権利関係の処理及び調整は、受注者が行うこと。
- (3) 本業務で制作する一切の著作物の著作権は、県に帰属するものとし、県が、県の業務において使用する場合において、受託者の許諾なく使用することができる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議して決定するものとする。